

## 就業年齢制限の設定に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の加齢及びこれに起因する体力低下や瞬間的な判断力の衰えによる就業に伴う事故を未然に防止するため、必要がある職種の就業年齢の制限を設定することにより、センター事業の円滑なる運営と会員の安全性の確保を図ることを目的とする。

### (職種及び年齢)

第2条 就業年齢の制限を設定する職種及び年齢は、別表のとおりとする。ただし、発注者から要請があったものについては、この限りではない。

### (就業終了の時期)

第3条 会員の就業が終了する時期は、就業期限確認書に記載された期日及び前条別表に掲げる年齢に達した月の末日とする。ただし、就業会員の補充が見つからない場合は、一定期間（最長1年）の延長を認めることができる。

### (委任)

第4条 この要綱の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### (改廃)

第5条 この要綱の改廃は、理事会において決定する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年12月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

就業年齢制限の設定に関する要綱／別表

職 種 等	就業終了時年齢
高所作業（足の位置が地面および床面等から 120cm を超える作業）	75 歳